

第1次伊達市農業振興基本計画 (素案)



伊達市農業振興基本計画策定にあたって



伊達市は江戸時代、蚕の種（卵）を孵化させ、蚕を育て良質な生糸を生産する先進地として栄えてきた歴史があり、農家の多くは養蚕業を営んでいました。

しかし、昭和4年の昭和恐慌以降、生糸の価格が暴落し、さらには海外からの安価な生糸の輸入により、市内の養蚕農家は桑の木栽培から果樹栽培への転換を余儀なくされました。このような歴史的背景もあり、本市は県内でも農業の産出額や就業

割合が高く、農業が基幹産業となっております。主要農産物である、もも、夏秋きゅうり、あんぱ柿は、農業者や関係団体の皆様のご努力により、品質の高いものを全国の消費者の元へお届けすることができ、全国有数の産地となっています。

かつて、本市の基幹産業であった養蚕が栄えたことで、ニット産業や繊維工業などの他産業が栄えたように、今の本市にとって農業は産業の基盤であり、産業振興につながるものです。本市は盆地特有の寒暖差がある気候で、農作物の栽培に適した環境であるからこそ、農業を基盤としたまちづくり・仕事づくりを仕掛け、地域を発展させたいと考えております。

一方、人口減少に伴う少子高齢化の影響を受け、本市も農業従事者の高齢化が急速に進み、担い手の不足による農業者数の減少など、市内農業を取り巻く環境は一層厳しいものとなっています。

本市は、農作物の栽培に適した自然環境と、高収益を見込める農産物が多いことが特徴ではありますが、さらなる農業振興と持続可能な農業を実現するため、喫緊の課題である

「担い手の確保」の解決に向け、「農地利用集積」による経営規模の拡大と、「スマート農業」による省力化、さらには「農業経営企業の参入」に注力し、“儲かる農業”が実現できる農業を主軸としたまちづくりを進めたいと考えております。

今後、本計画の推進に当たっては、世代や地域、産業や組織といった垣根を越えて、横断的にオール伊達で進めていくとともに、伊達市産農産物の更なるブランド化に向けて、それぞれが主体的に取り組むことにより、地域の活性化や農業の振興につなげていくことを目指してまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、ご尽力いただきました策定委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様に対し、心から御礼申し上げます。

令和6年3月

伊達市長

須田博行

目次

伊達市農業振興基本計画策定にあたって	1
第1章 計画の基本的な考え方	4
1 計画策定の背景	5
2 計画の位置づけ	6
3 計画の対象期間	7
第2章 農業を取り巻く現状と課題	8
1 農業を取り巻く国内の状況	9
(1) SDGs、持続可能な社会への関心の高まり	9
(2) 食の安全・安心、健康等への関心の増大	9
(3) TPP、GAPなど日本の農業・食に関わる情勢変化への対応	10
(4) 農福連携、農業参入など、他産業からの注目	10
(5) 人口減少、少子高齢化の加速	10
(6) 温暖化等の気候変動による農産物への影響	11
(7) スマート農業の加速化、農業分野におけるDXの進展	11
2 農業を取り巻く本市の状況	12
(1) 本市の人口	12
(2) 本市の代表的な農産物	13
(3) 本市の農業の強み	15
(4) 本市の農家数の動向	17
(5) 本市の組織形態別経営体数	17
(6) 本市の基幹的農業従事者数の推移	18
(7) 本市の耕地面積の推移	18
(8) 本市の経営耕地面積と耕作放棄地面積の推移	19
(9) 本市の農業産出額の推移	20
(10) 農産物の販売規模の推移	21
第3章 伊達市が目指す農業と基本方針	22
1 本市の農業の目指す姿と基本方針	23
(1) 目指す姿	23
(2) 基本方針	24
2 施策体系	25
基本方針1 農業者の育成と確保	26
施策1-1 地域農業の担い手育成	27
施策1-2 多様な担い手の育成と確保	28
基本方針2 農地の保全と活用	29
施策2-1 農地の保全と有効活用	30
施策2-2 農業生産基盤等の維持・整備	31

基本方針 3 稼げる農業の推進	32
施策 3-1 農産物の生産量向上	33
施策 3-2 競争力のある産地づくり	34
基本方針 4 環境にやさしい農業の推進	35
施策 4-1 環境に配慮した農業	36
施策 4-2 農業の多様な機能の活用	37
基本方針 5 生産者と消費者等の交流の促進	38
施策 5-1 関係団体等との連携強化	39
施策 5-2 地産地消と食育の推進	40
3 施策の推進体制	41
(1) 市の役割	41
(2) 農業者（生産者）の役割	41
(3) 市民（消費者）の役割	41
(4) J A 等関係団体の役割	41
参考資料	42
策定の経過	43
伊達市農業振興基本計画策定委員会設置要綱	44
伊達市農業振興基本計画策定委員会 委員名簿	46

第1章 計画の基本的な考え方



1 計画策定の背景

我が国を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化による人口減少社会の到来、地球温暖化などの環境問題、A I¹・I o T²などの新技術の普及、及び経済のグローバル化による競争の激化など大きく変化を続けており、その情勢とともに昨今では新たな課題やニーズも顕在化してきています。

伊達市（以下、「本市」という。）の基幹産業である農業は、古くから養蚕業が盛んでしたが、近年はももや柿などの果物に転換し、現在は、高速道路の開通や工業団地の造成、新たな住宅団地の整備、大型商業施設の誘致など周辺環境の変化により、農業、商業、工業などバランスの取れた産業構造となりつつあります。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、本市では、令和5年度から、「人と緑と歴史が結び合う ひかり輝く田園空間・伊達市」を10年後の将来像とした伊達市第3次総合計画（以下、「総合計画」という。）をスタートしており、計画的にまちづくりを推進していくこととしています。

伊達市農業振興基本計画（以下、「本計画」という。）は、総合計画で掲げられた将来像を産業面から達成するために必要な政策の方向性を示すものであり、市の農業分野全般の指針です。

そのため、この度の本計画策定は、農業を取り巻く外部環境が大きく変化している現在、本市の特性や強み、現状と課題を改めて整理し、今後の農業政策の方向性を示すことで、事業者、産業関係団体、市民及び行政が互いに連携・協力し、本計画に沿った施策や取り組みを進めることとします。

¹ A Iとは、Artificial Intelligence（人工知能）の略です。コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）などを行う、人間の知的能力を模倣する技術

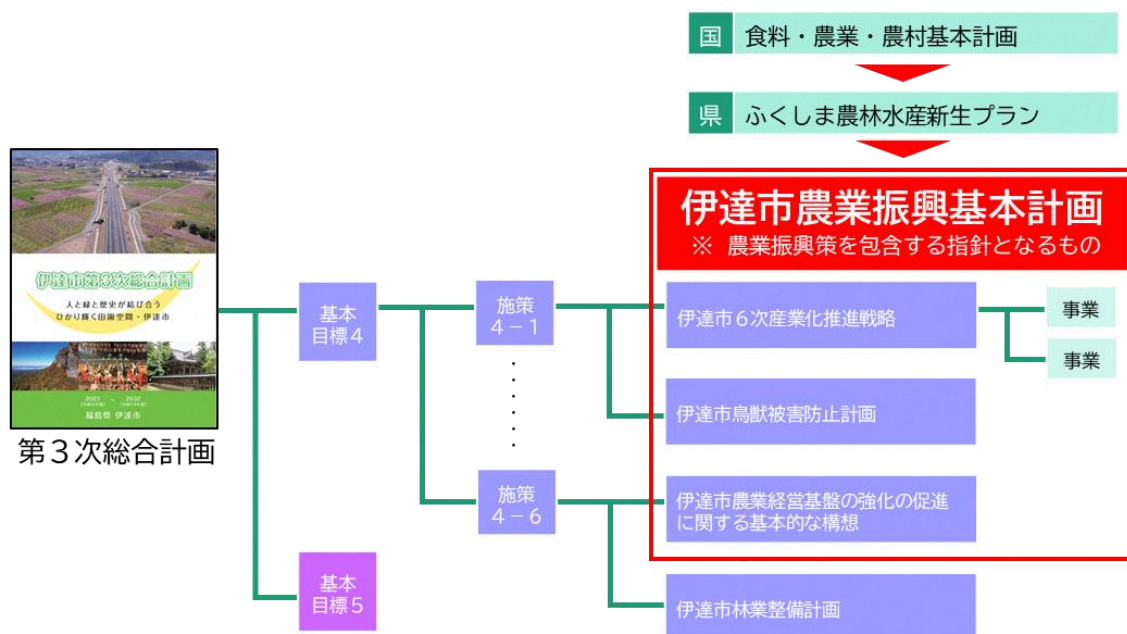
² I o Tは、“Internet of Things”の略で、「モノのインターネット」と呼ばれています。これまでインターネットに接続されてきたパソコンやスマートフォンに加えて、自動車や家電など様々なモノがインターネットにつながるようになってきています。I o T機器とは、そうしたインターネットにつながるモノを指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「食料・農業・農村基本計画」、福島県の「ふくしま農林水産新生プラン」の方向性を踏まえつつ、本市が目指す将来都市像「人と緑と歴史が結び合う ひかり輝く田園空間・伊達市」の総合計画の6つの基本方針に示された農業分野の個別計画として、具体的な取り組みや成果目標を明確化するものです。

なお、本計画は「伊達市都市計画マスタープラン」、「伊達市農業振興地域整備計画」、その他関連計画等で示された事業計画や構想等との整合性を図りつつ、総合計画に示された将来都市像を「農業」を核とした視点から実現を図ることを目指します。

図1 計画の位置付け



3 計画の対象期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和14年度（2032年度）までの9年間とします。

なお、今後の社会・経済情勢の変化や国・県の制度改正等により、中間年度（令和9年度）に見直すこととします。

図2 計画の対象期間

年度 計画名	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
伊達市第3次 総合計画	令和5年度～				～令和14年度					
伊達市 農業振興基本計画		令和6年度～				～令和14年度				



第2章 農業を取り巻く現状と課題



1 農業を取り巻く国内の状況

(1) SDGs、持続可能な社会への関心の高まり

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、令和 12 (2030) 年までに、誰ひとり取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標のことで、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。

17 のゴール (目標) と 169 のターゲットから構成され、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

持続可能な開発目標 (SDGs) における 17 の目標



出典元：国際連合広報センターホームページ

(2) 食の安全・安心、健康等への関心の増大

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により、広範囲の農地が放射性物質に汚染され、米の作付け制限や農産物の出荷制限、さらには風評による買い控え等の問題が発生するなど農業生産に大きな影響を及ぼしたことから、食の安全・安心に対する関心が高まっています。また、「人生 100 年時代」と言われるような長い人生を、いかに健康に過ごすかを考え、食生活においても健康志向が強まっています。

（３）ＴＰＰ、ＧＡＰなど日本の農業・食に関わる情勢変化への対応

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）の発効により、安価な農作物が海外から輸入され、国内農作物が価格競争にさらされることが懸念されています。また、農作物の取引要件としてＧＡＰ^３認証を求める動きが出てきています。

国内外産地間競争に勝つためのコスト削減、高付加価値化やＧＡＰ認証の取得など、農業や食に関わる日本・世界の情勢変化への対応が求められます。



（４）農福連携^４、農業参入など、他産業からの注目

農業者や農協等の農業分野と社会福祉法人やＮＰＯ法人等の福祉分野が連携をすることで、障がい者等の働く場所づくり、あるいは生きがいをもって社会参画を実現していく取り組みや他産業と農業との連携、異業種から農業への新規参入の動きが広がっています。

平成 21（2009）年の農地法改正により農地利用の規制が緩和されて以降、「家業」から「産業」へと企業による農業参入が急増し、新たな価値の創造が見込まれます。

（５）人口減少、少子高齢化の加速

少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少し、国内需要の減少や経済規模の縮小、労働力不足が危惧されます。これにより、さらなる農業従事者の減少や消費量の減少など、生産と消費の両面で規模縮小が深刻化することになります。

併せて、熟練農業者の高度な生産技術が失われ、付加価値の高い農産物の生産が困難になることが懸念されています。

^３ ＧＡＰは、Good Agricultural Practices の頭文字をとった言葉で、直訳すると「よい農業の取り組み」という意味ですが、一般的には「農業生産工程管理」と呼ばれています。

ＧＡＰは、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動であり、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保等に資するとともに、農業経営の改善や効率化につながる取り組みです。

^４ 農福連携とは、障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組みです。

（６）温暖化等の気候変動による農産物への影響

近年、地球温暖化の影響により四季が変動しており、農作物の生産に悪影響が起こっていると考えられています。高温や少雨、短時間の大雨などによる農作物の収量減少や品質低下が現実に関わり、農業者の不利益につながっています。国連の機関等によると、今後さらなる気温上昇が予測されていることから、低炭素社会の早期実現や、気候変動に適応した品種の開発などが求められます。

（７）スマート農業の加速化、農業分野におけるＤＸの進展

経済のグローバル化が進行するなか、ＴＰＰ協定やＥＰＡ^５等が発効し、今後、国内外の産地間競争が激化することが予想され、農作物の生産効率の向上や高付加価値化などが求められています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、デジタル化の進展が急速に進み、ライフスタイルや働き方などのあり方が変化しています。「ロボット、ＡＩ、ＩｏＴ、ドローンなどの先端技術」と我が国で培われてきた農業技術を組み合わせた「スマート農業」の実現が求められます。ＡＩ等の活用により、農業の自動化・省力化が可能になるほか、センサー技術やデータ処理技術の活用により、最適な栽培管理などが可能になります。さらに農業技術をデータとして蓄積することにより、新規就農者等のノウハウ取得が容易になるなど、農業が抱える様々な課題解決に寄与することが期待されています。

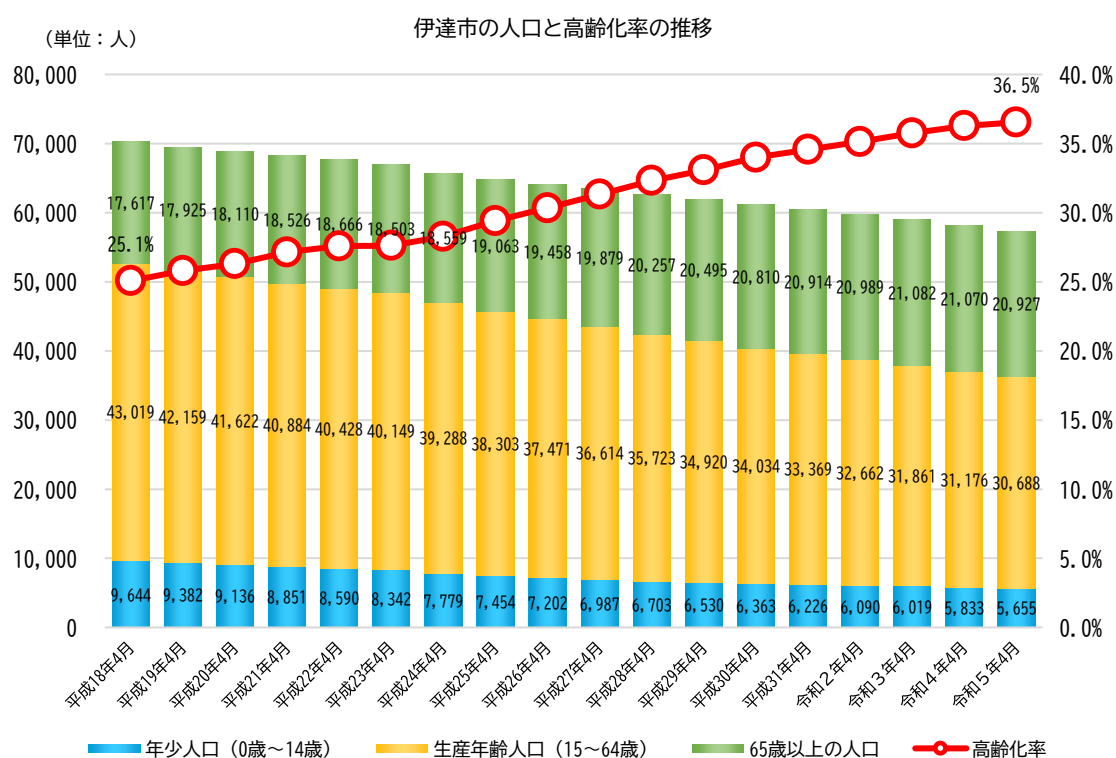
^５ 経済連携協定（ＥＰＡ：Economic Partnership Agreement）とは、２以上の国（又は地域）の間で、自由貿易協定（ＦＴＡ：Free Trade Agreement）の要素（物品及びサービス貿易の自由化）に加え、貿易以外の分野、例えば知的財産の保護や投資、政府調達、二国間協力等を含めて締結される包括的な協定です。

2 農業を取り巻く本市の状況

(1) 本市の人口

本市の令和2(2020)年国勢調査における総人口は約58,000人で、特に15歳未満の年少人口と15歳～64歳の生産年齢人口が減少しています。

高齢者人口比率は全国・福島県・県内13市平均を大幅に上回り、少子高齢化、特に高齢化が急速に進行しています。



年齢別人口比較の全国・福島県・県内13市平均との比較(令和2年)

(単位: %)

	全国	福島県	県内13市	伊達市
年少人口 (%)	12.1	11.5	11.6	10.3
生産年齢人口 (%)	59.2	56.7	57.5	53.6
高齢者人口 (%)	28.7	31.7	30.9	36.2

出典元: 伊達市第3次総合計画

(2) 本市の代表的な農産物

①もも

福島県のもも収穫量は全国第2位であり、本市はももの農業産出額が全国第4位であるなど、そのほとんどが本市や福島市など県北地域で生産されており、福島県の主力品種である「あかつき」は、国内の栽培面積の52.33%を占めています。

福島のももは盆地の特性である寒暖差によって皮の桃色が濃く、また他産地よりももの収穫までの生育期間が長いためにじっくりと育ち、甘みが強く、果肉が締まっているのが特徴です。

20品種以上のももが栽培され、6月下旬から10月中旬まで長期間収穫できるのも特徴です。



②夏秋きゅうり

きゅうりは露地栽培とハウス栽培を組み合わせ、4月から11月までの長期間、栽培されています。豊かな土壌とおいしい空気が作り出すきゅうりは、新鮮そのもの。

本市の夏秋きゅうりの販売額は平成30年度から5年連続で日本一となっており、きゅうりの一大産地となっています。



③あんぽ柿

あんぽ柿は鮮やかなオレンジ色の果肉と、トロリと柔らかくゼリー状の中身が特徴です。美しい自然の中で天日に干されたあんぽ柿はビタミンAやカルシウム、食物繊維なども多く含み、健康果実とも呼ばれます。

あんぽ柿の歴史は古く、江戸時代に福島県伊達郡梁川町の五十沢地区で製造、販売されたのが始まりです。あんぽ柿の名前の由来は「天干し柿」（あまぼしかき）が転じてあんぽ柿と呼ばれるようになったと言われています。



④いちご

本市は福島県内で、いちご生産量が第1位です。市内のいちご農家は約80戸あり、栽培はクリスマスシーズンから始まり、寒い冬を乗り越えた東日本で圧倒的なシェアを誇る「とちおとめ」は、とびきり甘くて香りの強い一粒に育ちます。

福島県で約20年ぶりに開発された新品種「ゆやけベリー」の生産にも力を入れています。



⑤ぶどう

本市のぶどうは、巨峰やピオーネ、シャインマスカットなど、多くの品種が生産されており、生産量が福島県内で第1位です。

盆地特有の寒暖の差が大きい本市の気候はぶどうの生育に適した環境であり、糖度が高くておいしいぶどうが収穫されます。



⑥伊達鶏

伊達鶏は、ふくしま三大ブランド鶏の1つであり、伊達市は養鶏産出額が県内第1位です。

伊達市の厳選された契約農場で飼育される「伊達鶏」。平飼いで適度な運動をさせることで、余分な脂が少なく適度な弾力のある肉質に仕上がります。

独特のシャキシャキとした食感が最大の特徴です。穀物中心の植物性の餌と脱脂粉乳の独自飼料で豊かなコク・旨味も生まれ、どんな調理法でもおいしくいただける自慢のブランド鶏です。



⑦伊達の野菜

本市は、夏秋きゅうりの他にも、さやえんどう、にらや春菊など、全国でもトップクラスの生産量を誇っています。

中でも、伊達のにらは、秋冬期の主力作物として9月～4月まで徹底した温度管理のもと栽培され、独特の香りがあり肉厚で柔らかく、食卓の名脇役として人気です。



(3) 本市の農業の強み

①農業に適した盆地特有の気候

盆地特有の寒暖差がある気候で、年間平均気温が10～13℃、年間総雨量が1,100～1,300mmと、水稲・野菜・果樹の栽培に適した環境です。

阿武隈川流域に広がる肥沃な平地では、水稲に加え果樹や野菜を中心とした農産物の生産が盛んであり、県内でも有数の生産量を誇るなど、農業が本市の地域経済を支える重要な基幹産業となっています。



②充実した就農サポート体制

本市は、新規就農者への支援（補助金・指導体制）が充実しており、令和2年度から令和4年度の3年間で21名の方々が新規で就農しています。

また、就農した後も、先輩農家が農業経営や栽培技術など、農業を継続していくための必要な知識をアドバイスしてくれるなど、地域での支援体制が整っています。



高収益が見込める農産物が多い本市では、うまく営農することで、“儲かる農業”を実現できている農家が多いのも特徴です。

③販路に困らない農業

本市には、JAの共選施設や直売所などが数多くあり、生産した農産物の販路に困らないことも特徴です。

桃やきゅうりをはじめとして、本市産農産物の“伊達ブランド”が広まりつつあるため、飲食店等からのニーズもあります。

また、市内各地域で「マルシェ」などの地場産品の販売等を行っており、生産者と消費者の交流を通して地域の活性化につながっています。



④地産地消の取り組みや農業体験

農業への理解、食育、市内産農作物消費促進に関連したイベントを関係機関と連携し実施しています。若手就農者で構成している DATEC は、定期的な即売会を開催し、多くの人々が市内産農作物を購入する機会として定着しています。

市内小学生に対し、農作物の収穫体験や学校給食での市内産野菜の利用など、農業を通じて生産者と市民が身近に交流する環境があります。



⑤6次産業化による農産物の有効活用

本市は多くの種類の農産物を生産しており、農産物を活用した加工品（6次化商品）も、市内の道の駅や直売所で数多く販売されています。

また、市内の2次産業（製造・加工業）では、市内産農産物等を活用した商品づくりを得意としている事業者も存在します。

本市では、市内産農産物を活用した6次産業化を推進するため、農業者自ら生産した農産物や地域で生産された農産物の加工から販売までの取り組みに対し、支援しています。

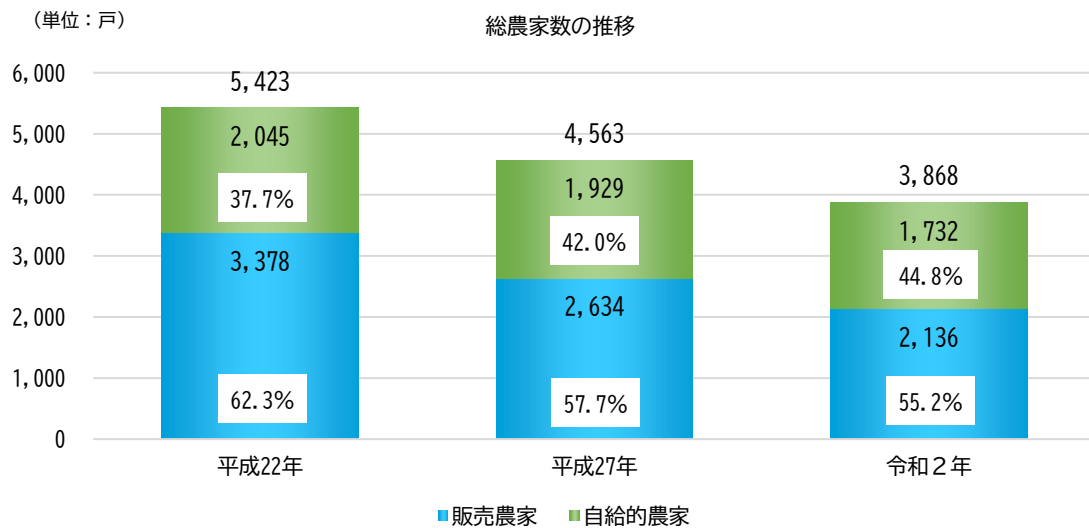
6次産業化の本市独自の取り組みで、有害鳥獣として捕獲されたイノシシの皮を「革」として有効活用し「ino DATE」ブランドとして販売しています。



（４）本市の農家数の動向

総農家数は、令和２年時点で３,８６８戸あり、平成２２年と比べると１,５５５戸（２８.６％）減少しています。その内、販売農家は、令和２年時点で２,１３６戸であり、平成２２年と比べると１,２４２戸（３６.７％）減少しています。

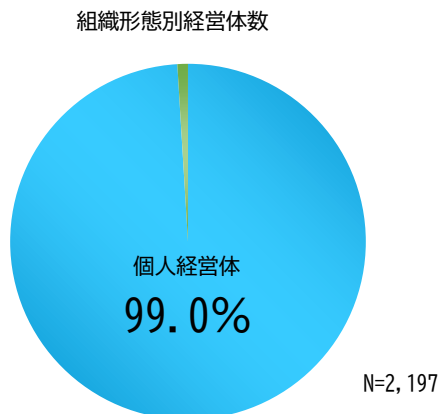
総農家数の構成割合は、平成２２年で販売農家が６２.３％、自給的農家は３７.７％となっており、令和２年には販売農家が５５.２％、自給的農家は４４.８％と販売農家が減少しています。



出典元：農林業センサス（農林水産省）

（５）本市の組織形態別経営体数

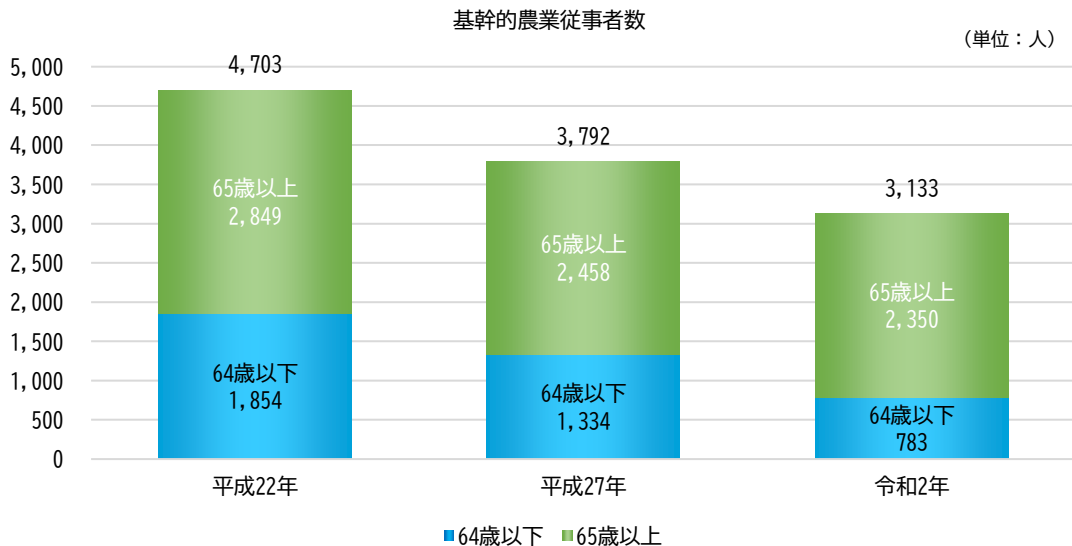
令和２年末現在の農業経営体は２,１９７経営体で、このうち２,１７６経営体（９９.０％）が個人経営体であり、法人化している農業経営体は極めて少ない状況となっています。



出典元：農林業センサス（農林水産省）

（６）本市の基幹的農業従事者数の推移

本市の基幹的農業従事者数^６の推移は、令和２年時点で３,１３３人あり、平成２２年と比べると１,５７０人（３３.４％）減少しています。その内、６５歳以上は、令和２年時点で２,３５０人、６４歳以下が７８３人であり、基幹的農業従事者数の７５％が６５歳以上となっています。

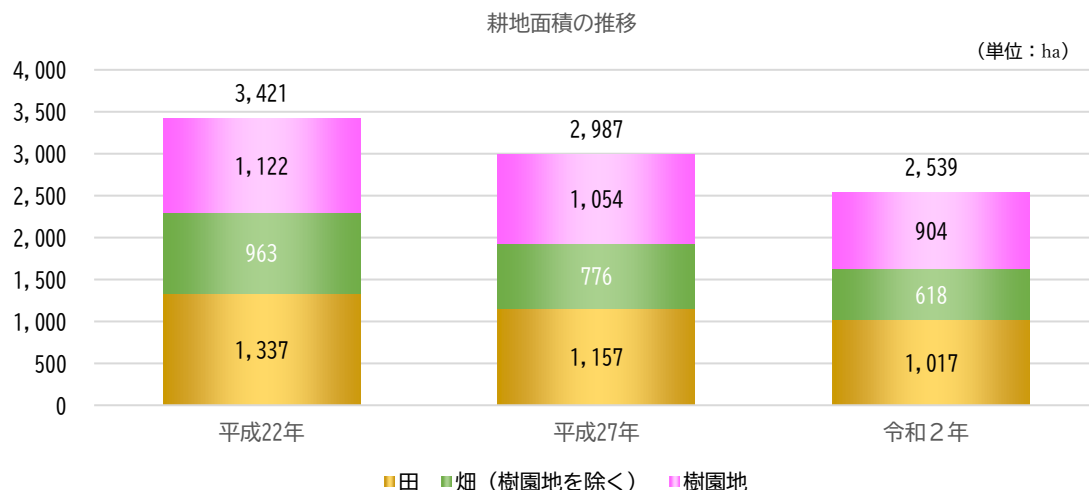


出典元：農林業センサス（農林水産省）

（７）本市の耕地面積の推移

本市の耕地面積は、令和２年時点で２,５３９haであり、平成２２年の３,４２１haと比べると８８２ha（約２５.８％）減少しています。

令和２年は田が１,０１７haと一番多く、次いで樹園地が９０４ha、畑が６１８haとなっています。



出典元：農林業センサス（農林水産省）

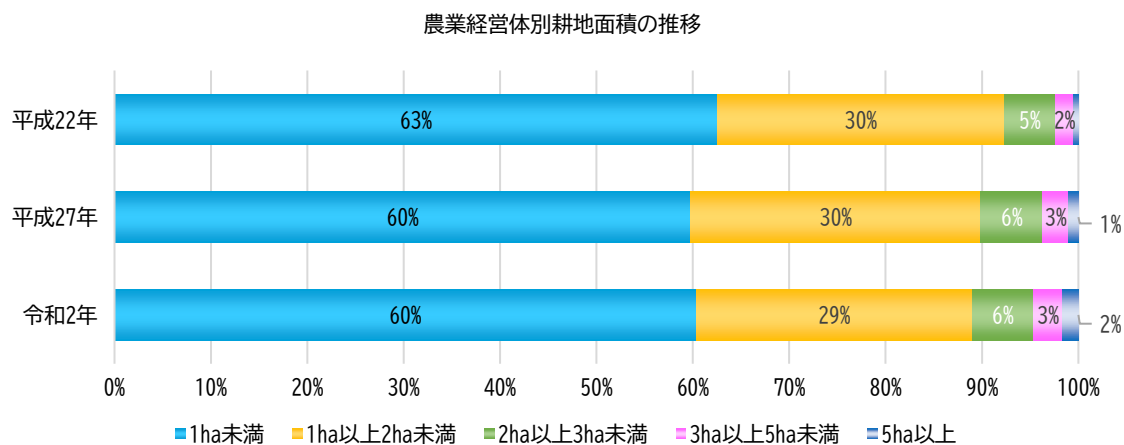
^６ 基幹的農業従事者とは、農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前１年間の普段の主な状態が「農業に従事していた者」のことをいう。

（８）本市の経営耕地面積と耕作放棄地面積の推移

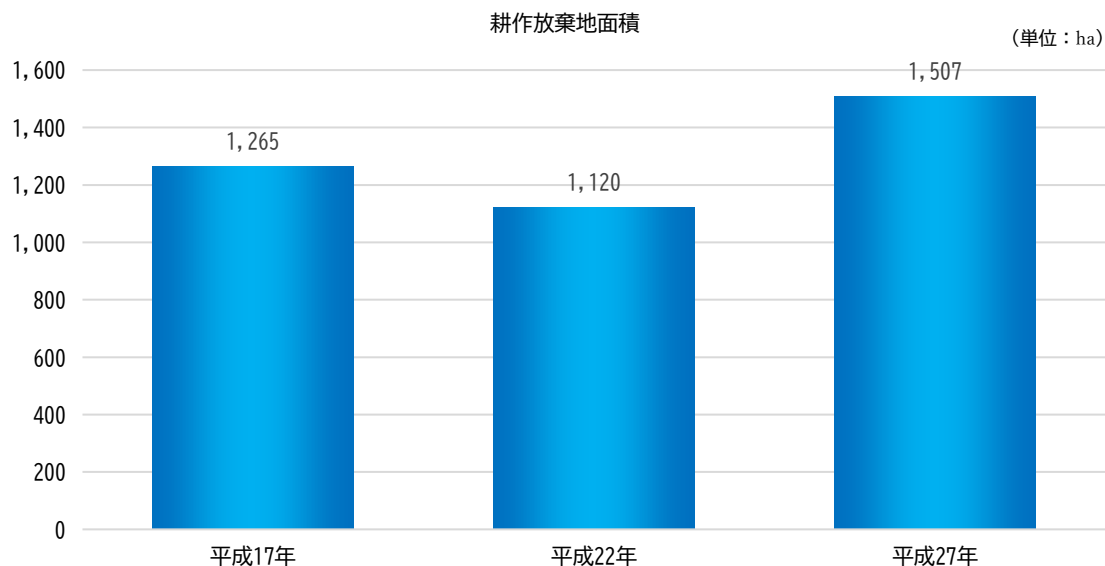
農業経営体の経営耕地面積規模別に経営耕地面積の集積割合をみると、1 ha 未満の農業経営体が 60%を占めています。

各農業経営体における経営耕地面積に大きな変化は見られません。

一方、耕作放棄地⁷面積は、平成 22 年に一時減少しましたが、平成 27 年には増加に転じています。



出典元：農林業センサス（農林水産省）



出典元：農林業センサス（農林水産省）

⁷ 農林業センサスにおいて、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地」とされ、農家等の意思に基づき調査把握したものです。

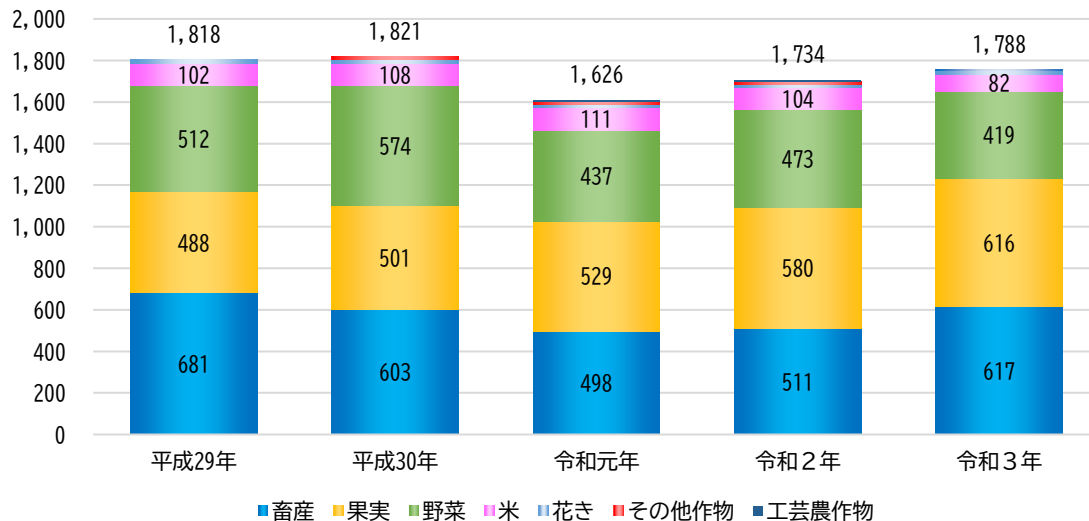
（９）本市の農業産出額の推移

令和３年の農業産出額は、１,７８８千万円となっており、県内で第２位となっています。

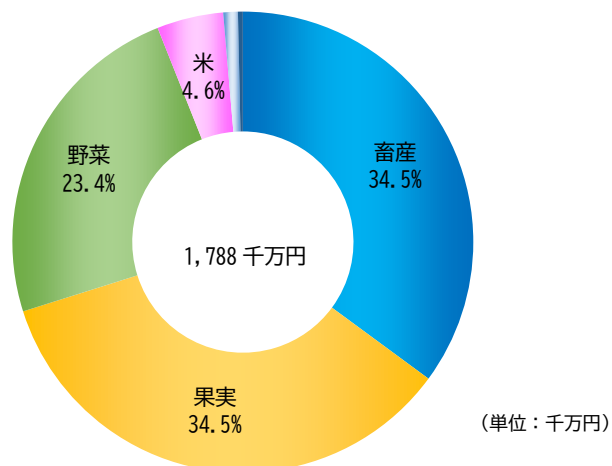
作物別の内訳は、畜産 ６１７千万円（３４.５％）、果実 ６１６千万円（３４.５％）、野菜 ４１９千万円（２３.４％）、米 ８２千万円（４.６％）、花き １８千万円（１％）となっています。

（単位：千万円）

農業産出額の推移



作物別農業産出額割合（令和３年）

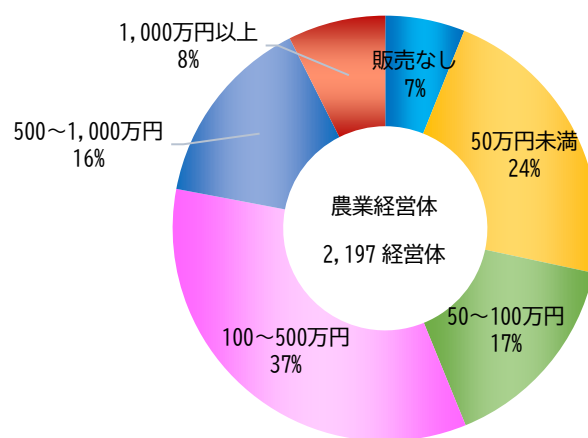


出典元：農林水産省大臣官房統計部

（10）農産物の販売規模の推移

本市の農業経営体における農産物の販売金額規模は、50 万円未満が 623 経営体（31%）、50 万～100 万円未満が 340 経営体（17%）、100 万～500 万円未満が 750 経営体（37%）、500 万～1,000 万円未満が 321 経営体（16%）、1,000 万円以上が 163 経営体（8%）となっています。

農産物販売金額規模別経営体数（令和2年）



（単位：経営体）

	計	販売なし	50 万円 未満	50～100 万円	100～500 万円	500～ 1,000 万円	1,000 万円以上
経営体数	2,197	133	490	340	750	321	163
割合	100%	7%	24%	17%	37%	16%	8%

出典元：農林業センサス（農林水産省）

第3章 伊達市が目指す農業と基本方針

1 本市の農業の目指す姿と基本方針

(1) 目指す姿

案1 誇れる農業 繋ごう未来へ

案2 創ろう誇れる農業 地域とともに そして未来へ

案3 だてな農業 夢あり 技あり 誇りあり

本市の農業経営は、もも・あんぽ柿・ぶどう等の果樹、きゅうり・いちご・さやえんどう・にら等の野菜を経営の柱として、水稻を組み合わせた多彩な複合経営に取り組んできました。

本市では、基幹作物などの振興を図り、農業経営の安定に寄与できるようその推進にあたっているところです。特にももの産地形成と付加価値を高めるために、果実選果機を導入することで高付加価値をつける等産地間競争の強化に取り組んできました。

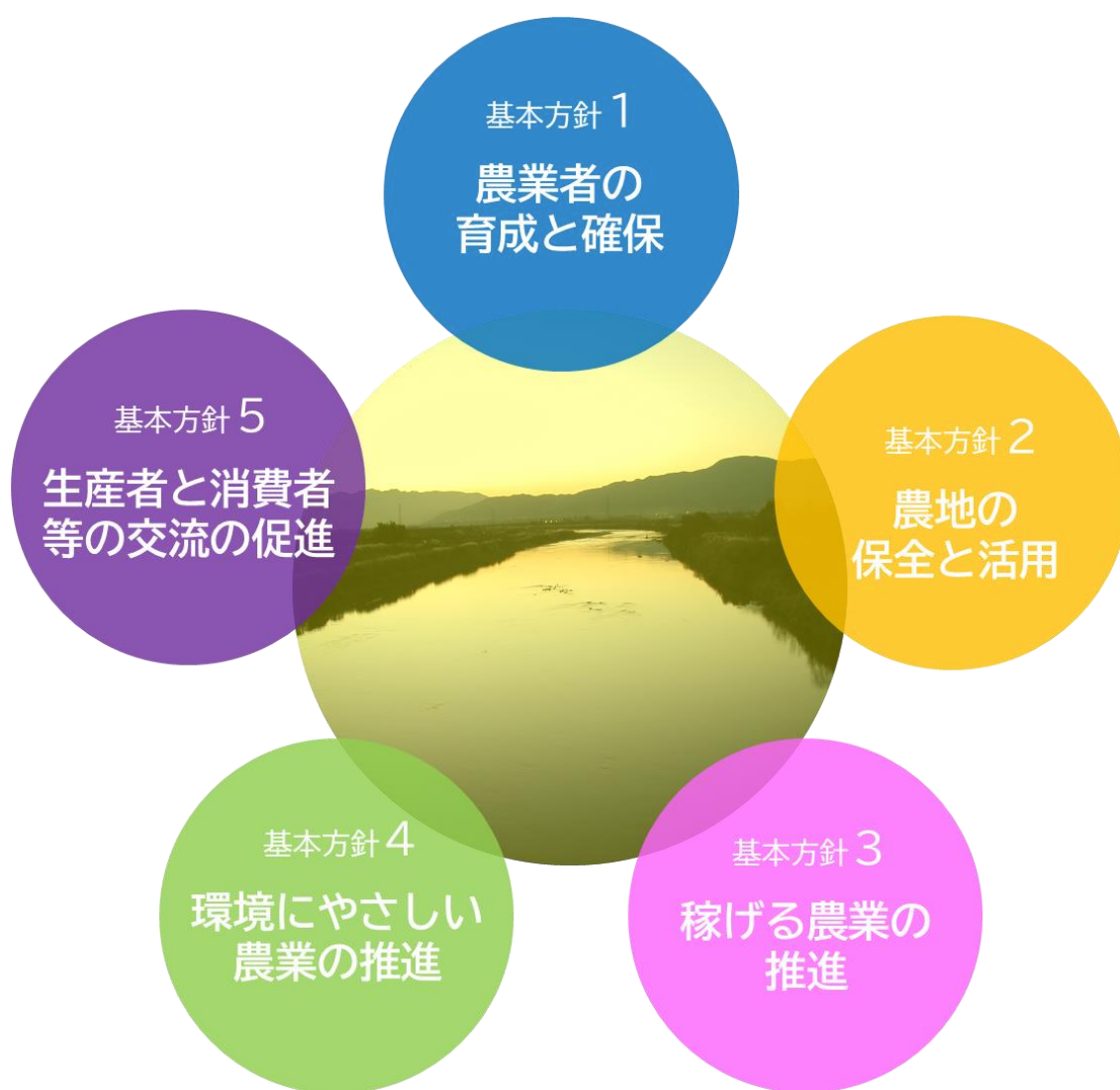
また、狭い耕地を有効に活用した少量多品目の産直野菜については、道の駅や直売所等での販売による農業所得の向上や、中山間地域の特色をいかした農産物等の振興及び販路の拡大に取り組んできました。

社会情勢の変化を踏まえ、これまでの取り組みを発展させるためには、農業者のみならず、地域農業の将来のあり方を明確化し、AI等を活用したスマート農業の新技术を積極的に取り入れながら、限られた労働力の有効活用を図り、品質・収入生産性の高い農業経営を目指していかなければなりません。そのためには、生産基盤の再編や遊休農地や点在する農地を集積し、生産規模を拡大させることで、農業法人化や企業などが参入しやすい基盤整備を推進します。

これまで以上の多彩でおいしい農産物を生み出しながら、本市の「食」を支えるとともに、“伊達ブランド”を全国・世界に発信することで地域活性化へ繋げ、“儲かる農業のまち伊達市”を目指します。

(2) 基本方針

目指す姿の実現に向け、以下の5つの基本方針を定め、これに基づき施策を展開していきます。



2 施策体系

5つの基本方針に基づき、各施策を展開することで、目指す姿「多彩でおいしい農産物を生み出す特色ある農業のまち」の実現を目指します。



基本方針 1 農業者の育成と確保

【課題】

人口減少と少子高齢化の影響を受け、本市も農業従事者の高齢化が急速に進んでいます。令和2年の個人経営体の基幹的農業従事者は3,133人で平成22年と比較して1,570人減少しており、65歳以上が占める割合は75.0%となっています。

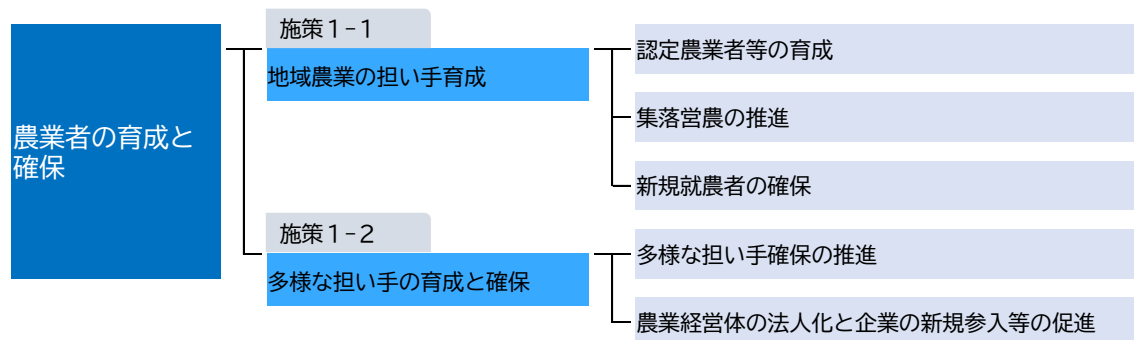
そのため、高齢化による離農者が増加し、労働力が不足することで、収益性と生産性の低下、遊休農地の増加が懸念されており、次代を担う経営感覚に優れた担い手や後継者の育成・確保、兼業農家や非農家も協力した地域を支える集落営農組織への農地集積等が求められています。

一方で、U I J ターンや新規就農者、企業等の農業参入も増えていることから、意欲と意識の高い担い手の育成が急務となっています。充実した相談・支援体制を継続することに加え、就農後の定着・規模拡大につなげられるよう、設備投資や農地取得等に対する支援が必要となっています。

【施策の考え方】

人口減少、少子高齢化による農業の担い手不足が進むなかで、持続性の高い農業経営を確立するため集落法人等を設立するとともに新たな担い手の育成に取り組みます。

新規就農者等の雇用就農の受け皿確保も進めながら、企業的経営体の誘致に取り組んでいきます。



(1) 目標値の設定

施策	指標名	現状 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
施策1-1 地域農業の担い手 育成	新規就農者数	人	12人
	集落営農組織数	団体	団体
施策1-2 多様な担い手の育成 と確保	家族経営協定数	件	件
	農業生産法人数	法人	法人

(2) 取り組み内容

施策1-1 地域農業の担い手育成

主な取り組み	具体的な取り組み
① 認定農業者等の育成	● ふくしま未来農業協同組合や伊達市農業委員会などの関係機関と連携・協力し、認定農業者制度のさらなる普及促進を図るなど、地域の中心的な担い手としての認定農業者を育成します。 ● 認定農業者をはじめとした多様な経営体が農業の担い手として活躍することができるよう、営農意欲の向上に向けた取り組みを行うなど、地域の中心的な担い手を育成します。
② 集落営農の推進	● 集落営農組織や営農グループ等による産地の形成を促進します。 ● 複数集落を管轄する広域化や、より持続可能な経営体とするための法人化を推進します。
③ 新規就農者の確保	● 新規就農希望者に対し、関係機関と連携して相談・支援活動や情報提供を推進します。 ● 移住促進の取り組みと連携し、新規就農者の増加・定着を図ります。

施策 1－2 多様な担い手の育成と確保

主な取り組み	具体的な取り組み
① 多様な担い手確保の推進	● 多様な担い手への農地集積・集約化と生産コスト削減のための基盤整備の実現に向けて農業者の理解の促進を図ります。 ● 生活と農業経営との境目が曖昧となる家族単位での農業経営が多いことから、関係機関と連携し、より働きやすく効率的な農業経営にすることを目的とした家族経営協定制度の研修会を行うなど、家族経営協定制度の意識啓発を図り、女性の農業への参画を促します。 ● 定年退職を機に就農する方が多い傾向にあることから、定年帰農者向けの農業講座など農業に参入しやすい環境づくりを目指します。 ● 担い手不足の農家の支援策として、農業に関心があり農作業を体験したいという方を対象にした「農作業技術養成講座」の普及に努めます。 ● 農業未経験者や高齢者等、多様な労働力の確保に向けた情報発信・PR に努めます。
② 農業経営体の法人化促進	● 農業経営体の法人化、経営多角化、農作業受託、農地集積及び契約栽培等を推進することで、力強い農業経営構造への転換を促進します。 ● 農業経営の法人化による人材確保や融資の優遇などの様々なメリットについて、研修会などを通じて、周知を行うとともに、効率的な経営やコスト削減を促進するため、関係機関と連携した経営指導等を行うなど、大規模経営体などの法人化を支援します。
③ 企業の新規参入等の促進	● 市外農業法人の誘致や他業種からの農業参入推進を図るため、農業経営の新規参入に必要な施設・機械等の導入、農地の条件整備を支援します。 ● 農地中間管理機構等を活用した企業の農業参入を促進します。 ● 参入希望企業が望む農地の確保や国・県の補助事業等を活用した施設整備を推進します。

基本方針 2 農地の保全と活用

【課題】

農地の面積は、商業施設や宅地造成等の開発により減少していますが、平成 21 年の農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）の改正により、農地転用及び農用地区域からの除外が厳格化され、農地の減少に一定の歯止めがかかっています。

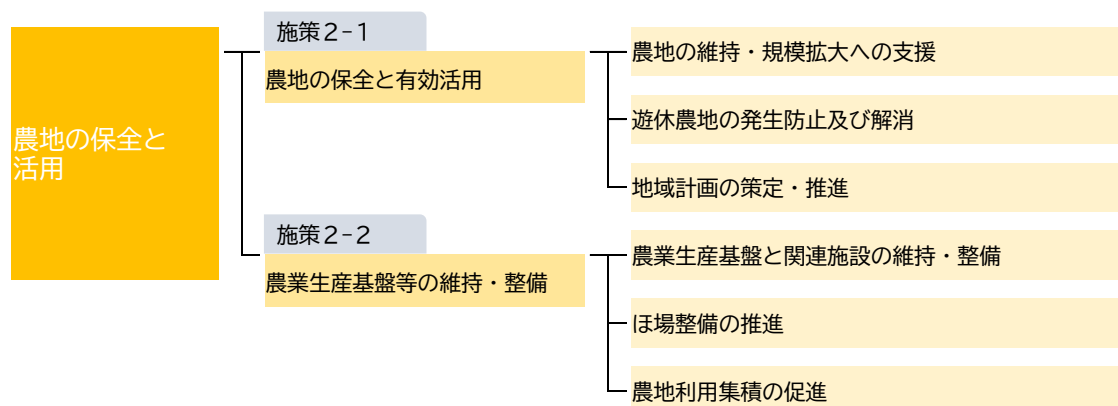
一方、東北中央自動車道（相馬福島道路）やそれに伴うアクセス道路の整備、大型商業施設や工業団地の造成などによる農用地区域の再編成が必要であるとともに、近年、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー発電施設等の用地を農地に求める需要が増えており、優良農地を確保していくことが求められます。また、農家の高齢化と後継者不足などによって、遊休農地⁸が増加傾向にあります。

農地の不耕作などに伴う遊休農地の増加は、周辺の景観を損なうだけではなく、病虫害の発生や野生動物の侵入、さらには防災能力の低下を招くなど重大な問題へと繋がることから、遊休農地の発生防止や解消に向けた農地の保全と有効活用の取り組みが重要です。

併せて、持続可能な農業経営に向け、農業生産基盤と関連施設の維持・整備や、農地の利用集積の取り組みが求められています。

【施策の考え方】

収益性の高い農業、持続可能な農業の確立に向け、優良農地を確保し、担い手に集積するため関係者の連携強化を図りつつ、農地所有者等への働きかけ等調整活動に取り組んでいきます。また、集積する農地以外の農地について、利用状況調査や利用意向調査を通じて農地所有者に対し、農地の現状把握を行い、借り手農家の掘り起こしを行うとともに、現況に応じた有効活用を促進します。農地の保全については、都市計画マスタープランとの整合性を踏まえ、適切に農地転用及び農振除外の運用を図ります。



⁸ 農地法において、「1. 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」「2. その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（1. の農地を除く）」と定義され、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずべき農地のことです。

(1) 目標値の設定

施策	指標名	現状 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
施策2-1 農地の保全と有効活用	遊休農地面積(延べ)	ha	ha
	防災重点ため池の対策(延べ)	1か所	30か所
施策2-2 農業生産基盤の維持・整備	ほ場整備面積(延べ)	ha	ha
	農家への農地集積率(延べ)	%	50.0%

(2) 取り組み内容

施策2-1 農地の保全と有効活用

主な取り組み	具体的な取り組み
① 農地の維持・規模拡大への支援	● 効率的な農地利用を図るため、地域計画による地域の話し合いの推進を図ります。 ● 多様な機能を持つ水田を次世代に引き継ぐため、有機農業者及び県の認定を受けたエコファーマー⁹に対する水田保全を支援します。 ● 稲作など販売額が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、高収益化を見込める作物への転作について支援します。
② 遊休農地の発生防止及び解消	● 広報紙等を活用し、農地の適正な管理について、広く周知を行うとともに、関係機関と連携し、実態調査を定期的に行うなど、遊休農地発生抑制に努めます。 ● 遊休農地を活用し、農業の技術向上のための研修ほ場を整備します。 ● 遊休農地の解消に向けた取り組みを支援し、再生利用が可能な農地としての機能の復元を図るなど、関係機関と連携し、遊休農地の解消を促進します。 ● 関係機関と連携し、定期的な農地パトロールによる現地調査と指導を行います。
③ 地域計画の策定・推進	● 集落内の話し合いに基づき、集落内の中心経営体や営農のあり方を明確化する地域計画の策定を推進します。 ● 高齢等で農業の継続が困難な農業者と経営規模拡大を希望する農業者等を対象とし、農地のマッチングを強化します。

⁹ エコファーマーとは、土づくりと化学肥料・化学農薬の低減に一体的に取り組む「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を作成し、県知事の認定を受けた方です。エコファーマーは、農業生産性の向上を図りながら、生態系が有する自然循環機能を活かし、環境と共生する農業を目指しています。

施策２－２ 農業生産基盤等の維持・整備

主な取り組み	具体的な取り組み
① 農業生産基盤と関連施設の維持・整備	● 車両の通行によって損傷を受けた農道や老朽化の著しい用排水路等の改修・整備を計画的に進めます。 ● 農業用施設の長寿命化に向けた活動への支援を行います。 ● 土地改良区の体制強化、土地改良施設の維持管理を支援します。 ● ため池の計画的な補修・改修及び廃止による防災力の強化を計画的に進めます。
② ほ場整備の推進	● 畦畔除去¹⁰や暗渠排水¹¹の施工など、地域のニーズに沿ったきめ細かな基盤整備を支援します。 ● 大型農業機械での作業や運搬が効率的に出来る農道の整備を地域計画に基づき整備します。
③ 農地利用集積の促進	● 農地の保全・活用にあたっては、認定農業者をはじめとする営農意欲の高い地域の中心的な担い手への農地の集約化を図るため、農地中間管理事業等を最大限に活用するなど、地域の中心的な担い手への農地の利用集積を進めます。 ● 県内で動きのある「ふくしま園芸ギガ団地¹²」設置について、関係団体等との調整を行います。

¹⁰ 畦畔とは、水田に流入させた用水が外にもれないように、水田を囲んで作った盛土等の部分のことです。

¹¹ 暗渠排水は、地表残留水や地下水位の低下を図るために、地下に連続した通水空間を設けて余分な水を効果的に排除するものです。

¹² 「ふくしま園芸ギガ団地」とは、園芸振興に向けて、農業産出額を大震災前の水準（2,330億円）まで早期回復を図るため、１億円以上の売上額を目指す産地（団地）のことで、同団地構想実現のため、県、ふくしま未来農業協同組合、関係機関等との連携態勢を構築し、オール福島での推進を図ります。

基本方針 3 稼げる農業の推進

【課題】

近年、農産物価格の低迷や資材の高騰などにより、年間農業販売額が1,000万円以上の件数は平成22年の181経営体に対し、令和2年には163経営体と10年で18経営体が減少しています。

本市では、これまで伊達ブランドの確立に向けて各農業者が高品質の農作物生産に取り組んでいますが、生産規模の維持に時間を費やし、規模の拡大や事業改善に経営資源を投入する余力に乏しい状況にあります。また、加工品の多くは市外で加工されているものや、生産・加工はできても流通・販売先を獲得できないことが多い状況にあります。

安定的な収益を確保するためには、インターネットの活用や飲食店との契約など、販路の多様化や流通ルートなどの開拓を図る必要があります。

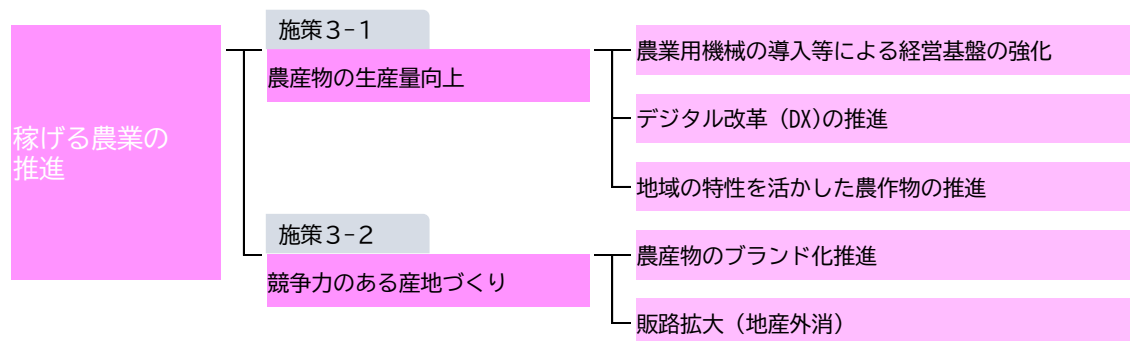
本市は東北中央自動車道（相馬福島道路）の開通を契機に、多くの集客効果を得ることが可能となり、さらに、大型商業施設の開業を控え更なる農産物の販路拡大が期待されています。

農業の担い手減少に伴い、持続的に生産量を確保するためには、超省力化¹³・大規模生産の実現や作物の能力を最大限に発揮する技術に対する期待が高いスマート農業を拡大していくことが求められます。

【施策の考え方】

担い手の減少や農産物価格の低迷等により農業生産額が減少する中、全国トップクラスの農産物の産地ブランド化の促進と特産農産物の生産拡大及び技術・品質の向上を促進します。

本市の農業特性や生産環境を踏まえた、実効的なスマート農業技術の普及推進を図るとともに、スマート農業技術を使いこなす人材を育成・確保します。



¹³ 生産過程において機械や自動制御装置などを採用することにより、労働を節約あるいは省略することを意味する「省力化」から、さらにロボット技術やAI、IoT等の先端技術を活用し、労働を自動化・無人化することです。

(1) 目標値の設定

施策	指標名	現状 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
政策3-1 農産物の生産量向上	農業産出額	円	10,000,000 円
	ふるさと納税額	円	円
施策3-2 競争力のある産地 づくり	6次産業化商品開発 数(延べ)	商品	商品
	農産物PRイベント 回数	回	回

(2) 取り組み内容

施策3-1 農産物の生産量向上

主な取り組み	具体的な取り組み
①農業用機械の導入等による経営基盤の強化	● 農作業の省力化や高品質化のための機械設備の導入などの生産性向上への取り組みのほか、農業用ハウスの高度化などによる災害対策や省エネ化による施設園芸の拡大への取り組みなど、産地強化のための機械設備等の導入を後押しすることで、農業経営基盤を強化し、生産量の向上を図ります。 ● 制度資金や農業経営基盤強化準備金制度などによる支援の周知に努めます。
②デジタル改革(DX)の推進	● 農業の担い手の高齢化や労働力不足を解消するため、ロボット技術やICT等の先端技術を活用したスマート農業に関する新たな情報や各種制度について、関係機関と連携し、技術を導入しやすい環境を整備するなど、スマート農業の普及促進を図ります。 ● 法令に基づく申請や、補助金及び交付金の申請のデジタル化の推進を図ります。 ● スマート農業推進員・専門員による推進活動やスマート農業技術導入支援事業によるスマート農業機器等導入支援や展示会・実演会等を活用しスマート農業技術導入の動機付けに努めます。
③地域の特性を活かした農産物の推進	● 競合産地との差別化を図るため、プレミアム商品となる選別基準の新設を検討します。 ● ももやきゅうり、あんば柿など本市を代表する農産物等の品質の保持や改善に向けた支援をします。 ● 伊達ならではの歴史を併せて活用するなど、観光関係者と連携しながら、集客効果の高い観光農園の提供を目指します。

施策３－２ 競争力のある産地づくり

主な取り組み	具体的な取り組み
① 農産物のブランド化推進	● 新たな特産物として栽培可能な農作物について、関係機関や協定機関等と連携し、産地化・ブランド化に向けた研究・開発を行うなど、新たな地域ブランドの創出に努めます。 ● 地元産農産物の付加価値の向上を目指し、農業者等に対して、新商品の開発や加工設備、直売所の設置等に係る融資や交付金等の支援が受けられるよう、「伊達市6次産業化推進戦略」に基づき6次産業化¹⁴にチャレンジしやすい環境の整備に努めます。 ● 「ふくしま桃の日¹⁵」や「伊達のあんぽ柿の日¹⁶」を切り口とした産地のPR及びブランド力を強化します。 ● 地理的表示（GI）保護制度を活用した他産地との差別化に向け関係機関と連携し取り組みを進めます。 ● 福島県等と連携し、食品の安全や環境保全等、持続可能な農業生産工程管理（GAP）の取り組み等を通じたブランド力の強化を推進します。
② 販路拡大 （地産外消）	● 都市圏等で開催される観光物産展や各種フェア等での消費拡大に向けた販売促進やイベント等の展開（市長トップセールス、量販店での販売促進等）を強化します。 ● メディア（テレビやラジオ、雑誌等）やSNSを活用した農産物のPRを強化します。 ● ふるさと納税返礼品への農産物等を活用し、本市産農産物の魅力を発信します。 ● 本市農産物の知名度向上のための取り組みを後押し、農産物直売所の充実を促進するなど、本市農産物の国内外への販路拡大に努めます。

¹⁴ 「6次産業化」とは、農林漁業者（1次産業）が、農作物などの生産物の元々持っている価値をさらに高め、それにより、農林漁業者の所得（収入）を向上していくことです。

生産物の価値を上げるため、農林漁業者が、農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするものです。

¹⁵ 「ふくしま桃の日」の記念日は、昭和27年に始まった白桃×白鳳の交配、新しい品種に「れ-13」の個体番号を取り13の倍々で3日間の設定とし、「7月13日・7月26日・8月8日」と設定された記念日。

¹⁶ 「伊達のあんぽ柿の日」は、伊達のあんぽ柿独自の硫黄燻蒸製法の確立、普及に携わった人が13人だったことや、発祥の地「いさざわ」にちなんで最盛期3ヶ月の12月13日、1月13日、2月13日とされた記念日。

基本方針４ 環境にやさしい農業の推進

【課題】

近年、農作物は高温による生育障害や品質低下、観測記録を塗り替える高温、豪雨、大雪による大きな災害が、農作物の生産や農業の基盤を揺るがしかねない状況となっています。防災の観点から農地が持つ防災機能の拡充と災害リスク軽減が重要性を増しており、安心安全な農地の整備に向けた対応が求められます。

農業は、自然界の物質循環を活かしながら生産されており、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発展を図るためには、基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進するなど、環境への負荷をできる限り抑えた環境保全型農業¹⁷の展開が必要です。

また、中山間地域においては、イノシシやサル等の農作物に対する鳥獣被害が拡大しており、農業者の生産意欲の減退に直結することから、さらなる対応が必要となっています。

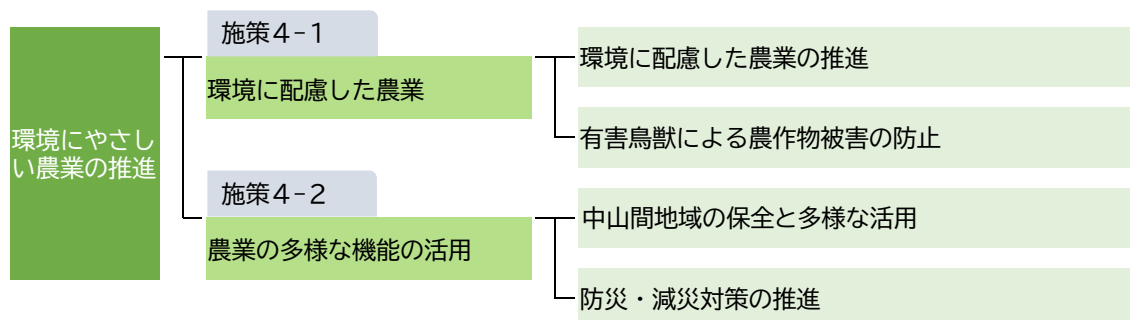
【施策の考え方】

本市は農地面積の割合が高いことから、農業の有する多面的機能（洪水・土砂流出防止、地下水の涵養、自然環境保全、景観形成など）を維持・発揮していくことが重要です。

さらに、傾斜地の多い中山間地域にも多くの農地があることから、条件不利農地においても営農及び保全活動が継続的に実施できる仕組みづくりを進めます。

また、環境保全型農業として、食品安全、環境保全、労働安全、農場経営管理等の持続可能性を確保するための一連の取り組みであるGAPを推進しており、「持続可能な開発目標（SDGs）」及び農林水産省「みどりの食料システム戦略」の理念を踏まえ、「GAPによる持続可能な農業の実現」を目指します。

有害鳥獣による農作物被害等を防止するため、地域の主体的な取り組みを基礎として専門の指導員等による支援体制を確保し、「環境改善」「侵入防止」「捕獲」による総合的な対策を図っていきます。



¹⁷ 環境保全型農業とは「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」です。

(1) 目標値の設定

施策	指標名	現状 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
施策4-1 環境に配慮した農業	有害鳥獣による被害額	千円	5,250 千円
	GAP認証件数	件	件
施策4-2 農業の多様な機能の活用	中山間・多面的機能活動団体数	団体	団体
	農地保全活動の農用地面積(累計)	ha	ha

(2) 取り組み内容

施策4-1 環境に配慮した農業

主な取り組み	具体的な取り組み
①環境に配慮した農業の推進	● 化学肥料や化学合成農薬等の使用量を抑え、有機農業を含め環境負荷を低減した環境保全型の農業を目指します。 ● カーボンニュートラル¹⁸やゼロ・エミッション¹⁹の取り組みによる環境負荷軽減を推進します。 ● 関係機関と連携し、農業生産工程管理(GAP)の普及推進を図ります。
②有害鳥獣による農作物被害の防止	● 「伊達市鳥獣被害防止計画」に基づき、「捕獲対策」と「予防対策」の取り組みを継続して推進します。 ● 被害状況等を考慮した計画的な防護柵や電気柵等の設置や、ICT²⁰技術の活用により、被害の未然防止を図ります。 ● 有害鳥獣による農業被害防止のため、鳥獣被害対策への支援、捕獲体制の強化や、防護柵・捕獲檻等の設置・管理など対策の充実化を図ります。

¹⁸ 日本が目指す「カーボンニュートラル」とは、CO₂だけに限らず、メタン、N₂O（一酸化二窒素）、フロンガスを含む「温室効果ガス」を対象にしたものであり、「全体としてゼロに」とは、「排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにする」ことを意味します。

¹⁹ ゼロ・エミッションとは、企業活動や市民生活から排出される廃棄物を、リサイクルや排出量削減を通じて限りなくゼロに近づけることを意味する。エミッション(emission)とは排出という意味である。

²⁰ Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

施策４－２ 農業の多様な機能の活用

主な取り組み	具体的な取り組み
① 中山間地域の 保全と多様な活用	● 遊休農地を活用した、農業研修や摘み取り等のイベント開催を支援します。 ● 地域住民との交流や農業理解促進を目的とした講座等を実施します。（地産地消講座・食育講座・農作業技術養成講座等） ● 災害時の市民の安全確保や円滑な復旧活動に役立てるための防災協力農地の確保を推進します。 ● 中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の活用による地域住民・農業者が一体となった集落単位での農地や農道・農業用水路等の保全管理を支援します。
② 防災・減災対策 の推進	● ため池の計画的な補修・改修による防災力の強化を図ります。 ● ため池ハザードマップ²¹の整備及び防災情報発信の強化をします。 ● 災害に強い生産基盤づくりや、災害後の早期復旧を行います。

²¹ ハザードマップとは、一般的に「自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図」とされています。

基本方針 5 生産者と消費者等の交流の促進

【課題】

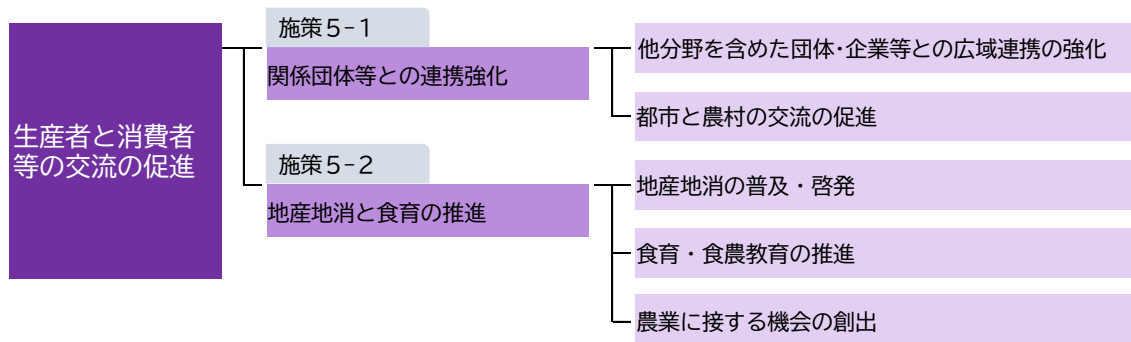
農業生産者の労働力不足の解決と地域における高齢者の生きがいや介護予防、障がい者等の就労機会確保のため、農業者とのマッチングを行いお互いに望ましい関係が構築できる農福連携の取り組みが求められています。

本市の学校給食において地場産農産物を供給するために、給食センター納品組合が、学区内の生産組合等から直接購入するなど、確実に地産地消の取り組み体制を作ってきました。地元で育てられた野菜を子どもたちに届けると同時に、地元愛の醸成と食育を推進するため、生産者団体や流通加工・商工関係団体、福祉・消費者関係団体等の異業種交流を促進するとともに、都市と農村の交流の取り組みが都市住民の移住・定住につながる都市住民のニーズに応える取り組みが求められています。

【施策の考え方】

農作業の一部を障がいのある人たちが担うなど、農業分野での活躍を通して農業分野と福祉分野双方の課題解決につなげる取り組みである農福連携を推進します。

学校給食での地場産農産物の利用拡大に向けた取り組みを強化するとともに、食育活動の充実や食農教育の機会等を創出していくことで児童・生徒及び市民が農業への関心を高める契機としていきます。



(1) 目標値の設定

施策	指標名	現状 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
施策5-1 関係団体等との連携 強化	農福連携マッチング 数	件	件
	農村RMO実施 組織数	0 組織	2 組織
施策5-2 地産地消と食育 の推進	学校給食の地元食材 利用率	%	%
	農業体験等イベント 開催数	回	回

(2) 取り組み内容

施策5-1 関係団体等との連携強化

主な取り組み	具体的な取り組み
①他分野を含めた団体・企業等との広域連携の強化	● 農業者と福祉施設等の連携による農業の新たな担い手の確保と障がい者等の就労機会を確保し、社会参加を促進(農福連携)します。 ● 大学等教育・研究機関との連携を進め、関係機関などと連携し、情報交換の機会を創出します。 ● 農商工連携により、伊達市産農産物を活用した新たな産業や事業を産み出し、農業の産業としての成長を促します。農業者と商工業者とのマッチングを支援するなど、伊達市産農産物を活用する食品関連事業者の増加に努めます。
②都市と農村の交流の促進	● 都市と農村との交流により、農業や農村に対する都市住民の理解を深めるとともに、農村で暮らす人々にとって、地元の魅力の再発見を促す機会を創出します。 ● 複数の集落の機能を補完して、農用地保管活動や、農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取り組みを行う農村型地域運営組織(農村RMO)を支援します。

施策５－２ 地産地消と食育の推進

主な取り組み	具体的な取り組み
①地産地消の普及・啓発	● 開業を控えている大型商業施設や市内の農産物直売所と連携し、市内産農産物の販路拡大と消費拡大を目指します。 ● 家庭や飲食店等における市内農作物の使用や農産物直売所の充実を促進するとともに、地元の食材を活用した料理教室等による地産地消に資する取り組みを後押しするなど、市内農作物の活用や購買気運の醸成を図り、地産地消を推進します。 ● 食の地産地消推進店登録制度による地域内店舗と連携したさらなる普及・啓発活動を行います。
②食育・食農教育の推進	● 学校給食における地元食材を活用したメニューを提供し、食の教育と農業体験学習を一体的に実施する食農教育を推進します。 ● 地域にある「こども食堂」と連携し、地元食材を活用した食育メニューを提案します。 ● 健康増進計画「健康だて21（第2次）」に基づき、健康な心とからだを育むため、栄養バランスのよい食事の選択や減塩など、よい食習慣の確立に向けて、幼少期からの食育推進活動を支援します。
③農業に接する機会の創出	● ふくしま未来農業協同組合や農業青年組織・女性組織と連携し、市内で生産される農作物の旬の時期に合わせた農業学習体験の実施に努めます。 ● 学校教育における農業体験や収穫体験などの取り組みを推進するとともに、農業体験で学んだ伊達市産農作物を活用した給食メニューの利用促進を図ります。 ● 市民の食の地産地消への理解を深めるため、農作物の収穫や加工体験を企画・実施します。

3 施策の推進体制

計画を実現するためには、農業者（生産者）、市民（消費者）、行政、ＪＡ等関連団体が多様な主体として相互に連携し、共通認識を醸成し、本市ならではの農業振興に向かって各種取り組みを推進する必要があります。

（１）市の役割

本計画の実現を図るため、関係機関と連携し、それぞれの役割が果たせるよう支援・調整を行うとともに、国・県等の動向を踏まえる中で、必要な施策を実施します。

また、社会経済情勢の変化、生産者や市民のニーズをふまえつつ、着実に計画を推進していくため、取り組みの進行管理・評価・改善を行います。

（２）農業者（生産者）の役割

農業者（生産者）は、農業及び地域の担い手として、当計画の推進や地域農業の振興を主体的に進める必要があります。

安全、安心かつ高品質な農産物を生産し、儲かる農業を実現できるよう、農業者自らが持続的な営農活動に取り組みます。

（３）市民（消費者）の役割

市民は、農業が持つ食料供給や環境保全等の多面的な機能の大切さを理解し、地域で生産された農産物を積極的に消費しようとする意識を持ち、そして広げていく役割を担っています。

加えて、地産地消や食に関するイベント等への参加など様々な形で農業の援農者として、個人ができることに取り組みます。

（４）ＪＡ等関係団体の役割

ＪＡ等関係団体は、農業生産力の増進と農業者の経済的・社会的地位の向上を図るため、農業者（生産者）のために、消費者や関連産業等との連携を図りながら、担い手や産地の育成、流通販売の強化及び地域の活性化などに取り組みます。

また、市などの行政と連携しながら、農業振興の中核的な推進機能として、営農支援体制の強化や地域マネジメント機能の強化等を推進します。

参考資料

策定の経過

日付	内容
令和5年 5月9日	第1回伊達市農業振興基本計画策定本部会議
5月17日	第1回伊達市農業振興基本計画本部作業部会
6月5日	伊達市農業振興基本計画策定委員委嘱状交付 第1回伊達市農業振興基本計画策定委員会
8月3日	第2回伊達市農業振興基本計画本部作業部会
8月28日	第2回伊達市農業振興基本計画本部会議
9月11日	第2回伊達市農業振興基本計画策定委員会
10月	第3回伊達市農業振興基本計画本部作業部会
10月	第3回伊達市農業振興基本計画本部会議
11月	第3回伊達市農業振興基本計画策定委員会
11月	パブリックコメントの実施
令和6年 2月	第4回伊達市農業振興基本計画本部作業部会
3月	第4回伊達市農業振興基本計画本部会議
3月	第4回伊達市農業振興基本計画策定委員会
3月	伊達市農業振興基本計画策定

伊達市農業振興基本計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 担い手の確保及び地域の特性を生かした経営の展開により、魅力ある産業としての伊達市の農業振興を目的とし、生産者、消費者、流通・販売者等の意見を反映した伊達市農業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、伊達市農業振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- （1）伊達市農業振興基本計画の策定に関すること。
- （2）その他農業振興に関すること。

（組織）

第3条 委員会の委員は15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）農業団体を代表する者
- （3）事業団体を代表する者
- （4）生産者
- （5）消費者団体を代表する者
- （6）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画を策定する日までとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 会議は、産業部長が招集する。

2 委員会に委員長を置き、市長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会の議長となる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（意見の聴取等）

第6条 委員長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（報酬及び旅費）

第7条 委員の報酬及び旅費は、伊達市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年伊達市条例第33号）を準用する。

（事務）

第8条 基本計画策定に関する事務は、産業部農政課が行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会

に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、基本計画が策定された日限り、その効力を失う。

伊達市農業振興基本計画策定委員会 委員名簿

任期：令和5（2023）年6月5日から計画策定まで

区分		所属	氏名
1	学識経験を有する者	福島大学	荒井 聡
2		県北農林事務所伊達農業普及所	渡邊 敏弘
3	農業団体を代表する者	伊達市農業委員会	菅野 照
4		ふくしま未来農業協同組合 伊達地区本部	菅野 栄寿
5		伊達市認定農業者会	大和田 俊一郎
6		D A T E C	引地 秀輔
7		伊達市農林業振興公社	丸山 有治
8		ふくしま未来農業協同組合 農産物直売所こらんしょ市場	大山 美起
9	事業団体を代表する者	公益社団法人福島県栄養士会	五十嵐 好恵
10		伊達市観光物産交流協会	菅野 與志昭
11	生産者		三瓶 一彦
12			佐藤 清和
13			岡崎 美智子
14	消費者団体を代表する者	ヘルスメイト (食生活改善推進協議会)	今村 和子

第Ⅰ次伊達市農業振興基本計画

令和6（2024）年3月

発行 伊達市

編集 伊達市産業部農政課

〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地

TEL : 024-573-5635

E-mail : nousei@city.fukushima-date.lg.jp